

(5) 救急・周産期・小児医療体制確保補助事業（設備整備等事業）

事業概要	<p>疑い患者が、感染症指定医療機関以外の医療機関を受診した場合においても診療できるよう、救急・周産期・小児医療機関の体制確保を行うため、疑い患者を診察する救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関の院内感染防止に必要な設備整備等を支援する。</p>
補助事業者	<p>疑い患者を診療する医療機関として都道府県に登録された救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関          ※保険医療機関に限る。ただし、疑い患者の受入れを行わない場合は、補助事業者とはならない。</p>
基準額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初度設備費（新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要費（消耗品）及び備品購入費）                  1床当たり 133,000 円</li> <li>・個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）                  1人当たり 3,600 円</li> <li>・簡易陰圧装置                  1床当たり 4,320,000 円</li> <li>・簡易ベッド                  1台当たり 51,400 円</li> <li>・簡易診療室及び付帯する備品                  実費相当額</li> </ul> <p>※簡易診療室とは、テントやプレハブ等簡易な構造を持ち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・HEPA フィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）                  1施設当たり 905,000 円</li> <li>・HEPA フィルター付パーテーション                  1台当たり 205,000 円</li> <li>・消毒経費                  実費相当額</li> <li>・救急医療を担う医療機関において、疑い患者の診療に要する備品                  1施設当たり 300,000 円</li> <li>・周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、疑い患者に使用する保育器                  1台当たり 1,500,000 円</li> </ul>
補助対象経費	<p>救急・周産期・小児医療機関において行う院内感染防止対策に必要な需用費（消耗品費、医薬材料費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>
補助率	<p>10/10</p>

補助金額	<p>次により算定された額とする。</p> <p>1 基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>2 前項により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額を交付する。ただし、算出された補助金額で1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
補助対象期間	令和4年4月1日から令和4年9月30日
適用除外項目	第7条
その他	※当該事業は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を財源とする事業である。